

皆さん、裁判って、どうやって進んでいくイメージがありますか。

法廷で、双方の弁護士が大激論をしながら、まさに法廷バトルをしているといったイメージでしょうか。確かに、そういった事件もないわけではありませんが、多くは審理をする期日を定め、事前に双方が主張したいこと、相手方に反論したいことを準備書面という形で提出をし、期日において裁判官が準備書面を前提に質問をするなど、双方の主張を聞きながら、何が問題になっているのか、今後、どのように審理を進めるかなどを整理しながら期日を重ねていくこととなります。

この期日には、双方の弁護士が裁判所に出廷をしますが、いわゆる法廷ではなく、裁判所にある小部屋(準備室)にて裁判官と1つのテーブルに着いて進めることが通常でした。概ね1か月から2か月に1回の頻度で開かれるのですが、当事者の日程が合わないという期日と期日の間が必要以上に開いてしまうなど、審理をより効率的・迅速に進めるにあたっては不便な点もありました。当事者の一方が出廷できない場合に、電話で審理を進められる手続はありましたが、やはり顔が見えないというのは議論がしにくいものです。また、諸外国と比べ、日本の裁判制度は非常に遅れており、裁判のIT化は国際化への要請も1

つの背景です。

そのため、ここ数年で裁判のIT化に関する動きが加速し、「さいたま地方裁判所」においても、2020(令和2)年5月から、ウェブ会議システムを利用した審理が導入され、今では全国の裁判所で利用することができます(一般的には、弁護士が代理人となっている事案に限定)。当初、このウェブ会議には、賛成意見だけではなく、強い反対意見もあ

# 裁判制度のIT化って何？

弁護士 松苗弘幸

りましたが、奇しくも新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実務的に浸透し、私たち弁護士の業務も大きく変わりました。これまでは期日の度に事務所から裁判所まで移動するという物理的な時間を要しましたが、ウェブ会議の場合、事務所から期日に参加することができ、パソコンの画面を通じて裁判官、相手方弁護士の表情なども見ながら議論を進めていくこともできます。そして、そういった移動時間の有効活用により、効率的・迅速な審理に結びつい

たり、他の事件に対応できたり、ということにもつながります。

このIT化の流れはさらに進み、2022(令和4)年5月、民事訴訟法等の法律も改正され、正式にウェブ会議の明文化、そして、今後はネットを介した書面の提出ができることとなります(本年6月から「さいたま地方裁判所」でも一部導入)。

感情といったことまでデジタル化するものはありませんので、依頼者の皆様の主張等について、どうすること

裁判官や相手方に伝わるのかというIT化に合わせた主張方法の工夫や



このため、弁

護士もきちんとIT化に対応していかなければなりません。ただ、和解などの交渉をするにあたっては、膝をつき合わせた状況でのやりとりが必要な場合もありますし、意思疎通をするにあたってはリアルにまざるものがないのも事実です。現に、裁判において当事者等を尋問する場合には、今でも法廷で実施しますし、証拠などは現物を確認する場合があります。

IT化といっても、生の事実、人の

交渉術ということも問われてくると思います。

IT化が進む時代だからこそ、私たちの事務所は、依頼者の皆様に寄り添えればと思うところです。